平成18年11月宮崎県定例県議会総務政策常任委員会会議録

平成18年12月8日~11日

場 所 第2委員会室

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

- ○議案第1号 平成18年度宮崎県一般会計補正 予算(第2号)
- ○議案第4号 県税の課税免除等の特例に関す る条例の一部を改正する条例
- ○議案第6号 宮崎県における事務処理の特例 に関する条例の一部を改正する 条例
- ○議案第11号 当せん金付証票の発売について
- ○議案第16号 平成18年度宮崎県一般会計補正 予算(第3号)
- ○総合政策及び行財政対策に関する調査
- ○その他報告事項
- ・平成19年4月1日付の市町村への権限移譲に ついて

出席委員(8人)

委 員 長 萩 原 耕 三 副 委 員 長 満 行 潤 一 委 員 緒 嶋 雅 晃 委 員 米 良 政 美 委 昌 坂 元 裕 委 員 由利英治 委 員 野 辺 修 光 新 見 昌 安 委 員

欠席委員 (なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総 務 部

総 務 部 長 河 野 俊 嗣

総務部次長 丸 山 文 民 (総務・職員担当) 総務部次長 長 友 秀 隆 (財務担当) 危機管理局長 佐藤 勝 士 部参事兼総務課長 米 良 剛 部参事兼人事課長 稲 用 博 美 行政経営課長 米 原 隆 夫 職員厚生課長 鈴木 高 財 政 課 長 和田雅 晴 税務 課 長 萩原俊 元 危機管理室長 髙 昭 日 消防保安室長 押川利孝

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 斉藤安彦

 議事課主任主事
 古谷信人

○萩原委員長 ただいまから総務政策常任委員 会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。今回、議案及び報告事項がない部局については待機ということで考えております。日程案につきましては、お手元に配付のとおりでありますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○萩原委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のために暫時休憩をいたします。 午前10時3分休憩

午前10時4分再開

〇萩原委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等 の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部

の説明がすべて終了した後にお願いいたします。 ○河野総務部長 総務部の審議、よろしくお願 いをいたします。説明に先立ちまして、1点御 報告を申し上げます。県発注公共事業に係る今 般の事件に関しまして複数の県幹部職員が逮捕 されるという事態となりまして、県議会を初め、 県民の皆様には御心配をおかけし、大変申しわ けなく思っているところであります。県民サー ビスの低下や行政機能の停滞を防ぐとともに、 入札制度等の早急な見直しに取り組むため、で きるだけ早く執行体制の確保を図り、円滑な県 政運営に努める必要があると考えております。 このため、本日付で土木部におきまして、高速 道対策局長を土木部長へ昇任させるほか、逮捕 された3人の幹部はその職から退き、県参事等 とする人事異動を行いました。今回の事件につ きましては、その重大さを真摯に受けとめ、職 員の服務規律、綱紀の保持について改めて徹底 してまいりたいと考えております。

それでは、御審議いただきます議案及び報告 事項につきまして、お手元に配付しております 常任委員会資料によりまして御説明をいたしま す。資料の1ページをお開きください。平成18 年度11月補正予算案の概要についてであります。 まず、議案第1号関係であります。今回の補正 につきましては、公共事業費の国庫補助の決定 に伴うもの、その他必要とする経費について措 置することといたしたものであります。補正額 は一般会計で13億4,973万3,000円であります。 今回の補正予算による一般会計の歳入財源につ きましては、国庫支出金及び基金からの繰入金 がほとんどであります。

資料の2ページには一般会計の歳出の款ごと の内訳を整理しております。

資料の3ページをお願いいたします。議案第16

号関係であります。補正予算の追加分としまして、知事選挙に必要な経費について措置することとしたものであります。補正額は一般会計で6億5,274万6,000円であります。歳入財源につきましては、全額が基金からの繰入金であります。歳出の款につきましては、総務費での補正となります。

次に、目次に戻っていただきますでしょうか。 特別議案の関係でありますが、3つほどござい ます。議案第4号「県税の課税免除等の特例に 関する条例の一部を改正する条例」であります が、これは関係法令の一部改正に伴います字句 修正でございます。議案第6号「宮崎県におけ る事務処理の特例に関する条例の一部を改正す る条例」でございますが、これは市町村に対す る権限移譲を進めるための条例でございます。 議案第11号「当せん金付証票の発売について」、 この関係は、宝くじの発売金額、19年度分の本 県における金額を定めるというものでございま す。その他報告として本日報告させていただき ますのは、19年4月1日付で市町村へ権限移譲 するものの内容についてでございます。それぞ れ詳細につきましては、担当課長に説明させま すので、御審議のほどよろしくお願いいたしま す。

〇和田財政課長 それでは、常任委員会資料の 4ページをお願いいたします。まず初めに、平成18年度11月補正予算議案について御説明をいたします。今回お願いいたしております補正予算の一般会計歳入一覧でありますけれども、議案第1号分と第16号分、2つ合わせて資料を作成いたしております。表の真ん中の太線の中に今回の補正額、補正後の予算額を掲げております。まず、この表の一番上の自主財源でありますが、11億9,852万8,000円の補正となっており ます。その内訳といたしましては、分担金及び 負担金が1,129万3,000円の減額、寄附金が400万 円の増額、繰入金が11億8,986万8,000円の増額、 諸収入が1,595万3,000円の増額というふうになっております。次に、中ほどにあります依存財源でありますが、8億395万1,000円の補正となっております。その内訳といたしましては、国庫支出金が7億4,695万1,000円の増額、県債が5,700万円の増額となっております。この結果、今回の補正の歳入合計につきましては、表の一番下でありますけれども、20億247万9,000円というふうになっております。

右側の5ページをごらんください。ただいま 御説明いたしました歳入の科目ごとの内訳でご ざいます。まず、分担金及び負担金につきまし ては、1,129万3,000円の減額となっております。 これは、説明の欄に記載しておりますとおり、 負担金が土木費負担金の減等によりまして2,347 万3,000円の減額になったこと等によるものでご ざいます。次に、その下の科目、国庫支出金に つきましては、7億4,695万1,000円の増額とな っております。内訳といたしましては、国庫負 担金が8億7万4,000円で、民生費国庫負担金が 災害救助費の補正増となったほか、農林水産業 費、土木費国庫負担金が公共事業の増額により まして増となったものでございます。国庫補助 金につきましても、公共事業の内示によります 補正が主なものでございます。

6ページをお願いいたします。次の科目、寄附金につきましては、農林水産業費の寄附金が400万円の増額というふうになっております。その次の繰入金につきましては、11億8,986万8,000円の増額となっております。基金繰入金として財政調整積立金の取り崩しが議案第1号分で4億1,349万6,000円、議案第16号分で6

億5,274万6,000円であり、災害救助基金の取り 崩しが1億2,362万6,000円というふうになって おります。その次の諸収入につきましては、1,595 万3,000円の増額となっております。主なものは 雑入の1,375万円であります。最後に、県債につ きましては、5,700万円の増額となっております。 民生費の災害援護資金貸付事業費のほかは公共 事業に係るものでございます。以上が歳入の状 況でございます。

次に、補正予算のうち、財政課提出の補正予算について御説明をさせていただきます。資料はかわりまして「平成18年度11月補正歳出予算説明資料」の5ページをお願いいたします。上から5行目の(目)一般管理費(事項)諸費につきまして補正を計上いたしております。これは、税及び税以外の還付等に要する庁内経費でありますけれども、今回、県税の還付に予想外の支出を要することになりましたことから補正を計上することといたしております。補正額につきましては、補正額の欄にありますとおり、1億6,000万円、補正後の額につきましては、13億448万5,000円でございます。

最後に、議案第11号「当せん金付証票の発売」 に関する議案について御説明いたします。議案 書では49ページでありますけれども、説明は委 員会資料の方でさせていただきたいと思います ので、委員会資料の15ページをお願いいたしま す。これは、平成19年度、来年度に予定してお ります全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県 での発売金額を定めるに当たりまして、当せん 金付証票法第4条第1項の規定に基づきまして 議会の議決をお願いしているものでございます。 これによりまして、平成19年度の本県による宝 くじの発売額は106億6,000万円以内とするもの でございます。この額につきましては、昨年度 と同額をお願いしているところでございます。 説明につきましては以上でございます。よろ しくお願いいたします。

○萩原税務課長 委員会資料の9ページをお願いしたいと思います。議案第4号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。1の改正理由及び2の改正内容でございますけれども、中心市街地活性化法及び中心市街地活性化法に係る不均一課税について定めました自治省令の一部改正によりまして、本条例で引用しております法律名、省令名等の改正が行われたこと、また引用規定の異同等が生じましたことから、県税の不均一課税につきまして関係規定の字句等の改正を行うものでございます。3の施行期日等につきましては、公布の日から施行することとしております。以上でございます。

○押川消防保安室長 議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

お手元の委員会資料の13ページをお開きいただきたいと存じます。1の改正理由でございますが、知事の権限に属する事務の一部について、住民への利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するため、関係規定の追加を行うものでございます。2の新たに移譲する事務は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事届の受理事務及びその届け出に関する立入検査の事務など合計6事務でございます。3の移譲する市町村は、宮崎市、都城市など4市でございます。また、4の移譲市町村の追加につきましては、既に本年度から7市町に移譲しております火薬類取締法に基づく煙火の消費許

可に関する8事務を延岡市に移譲することとするものでございます。5の施行期日につきましては、平成19年4月1日から施行することといたしております。以上でございます。

〇米原行政経営課長 委員会資料の17ページを お願いいたします。ただいま消防保安室長の方 から総務部が所管する権限移譲について御説明 をいたしましたが、私の方からは、今回議案に 上げております「事務処理の特例に関する条例 の一部を改正する条例」に基づいて19年4月1 日付で予定しております市町村への権限移譲の 全体の概要について御説明を申し上げます。

まず、1の(1)でございます。移譲予定先の市町村数20市町村で、内訳としては6市11町3村となっております。(2)ですが、移譲事務数23法令の284事務となっておりまして、このうち、この条例によります新規の移譲分は22法令256事務となっております。これらの事務につきましては、本年3月に権限移譲推進方針を定めまして、それに載せました約1,500の事務を市町村にお示しをしまして、市町村から9月の末までに移譲の希望をいただきました。その後、希望のあった市町村と協議を行いまして、合意ができたものについて今回条例改正の提案をさせていただいたものであります。

事務ごとの移譲先の市町村は(3)の表、17ページから18ページの表のとおりでございますが、今回は宮崎市、都城市、延岡市、日向市が積極的な取り組みをされておられます。また、今回移譲する事務の中で全国でも余り移譲を今のところやってないという先進的なものが幾つかございまして、例えば5番目、特定非営利活動促進法に基づく、いわゆるNPO法人の設立認証等でございますが、これは全国でも今3県ほどしか移譲を行っておりませんで、宮崎県が

4県目というふうになります。8番目、自然公園法等ということで国定公園における行為の許可等に関する事務ですが、これについては全国ではまだ1県しかやってないという状況にございます。18ページの方でございますが、20番目、中小企業等協同組合法、事業協同組合等の認可等ですが、これについては7県ほど、その次の21番、中小企業団体の組織に関する法律、これが4県ほどやっているだけという状況でございます。22番、国際観光ホテル整備法に基づく関係ホテル等への立入検査等、これは全国初でございます。

以上のような形で284事務を移譲させていただきたいと思っておりますが、18ページの一番下の2でございますが、これからの移譲に向けての対応でございます。議決をいただきました後に、県としましては、市町村への事務引き継ぎ、市町村職員の研修等を実施するとともに、また関係市町村におきましては、事務処理体制の整備、これには必要な条例改正等もあろうかと思いますが、やっていただきます。あわせまして、県と市町村で広報紙、ホームページ等を利用しまして、窓口変更等を県民にお知らせするなど円滑な移譲に向けて取り組んでまいることとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いい たします。

- ○萩原委員長 執行部の説明が終了しました。まず、議案について質疑はありませんか。
- ○緒嶋委員 きょうの新聞に、新聞の記事は私 はそうじゃないというふうに思ったんですけれ ども、選挙があることで県の財政が悪化するよ うな表現がしてあったわけですが、これは当面、 基金から繰り入れるわけですけれども、結果と して交付税措置等が当然あると思うんです。そ

ういうことなしに基金から繰り出すから財政を 圧迫すると。これは4年に1回当然あるわけで すから、そこ辺を含めた場合、新聞の表現が本 当に正しいかなと思ったんですが、このあたり はどう理解すればいいか。

○和田財政課長 今、緒嶋委員からも指摘がありましたが、一部報道で選挙費が県の財政を圧迫するという報道があったところでございます。それにつきまして委員からも御指摘がありましたけれども、本来来年やる予定のものが若干前倒しになったという形でありまして、追加に経費がかかっているという状況ではございませんし、またその経費につきまして、4年に1回ですので4等分して毎年普通交付税の算定の中で知事選挙費用については盛り込まれているという形でありますので、選挙があることによって予想外の財政支出があるというのはややミスリーディングかなというふうに考えているところでございます。

○緒嶋委員 これは万やむを得ず前倒しでやるわけであって、当然来年の7月ある予定であったわけですから、県議選でも同じことだと思うんですが、ああいう報道をされることは、財政的に見ても何か事実と違うというか、ちょっとおかしな記事じゃないかなという気がしたものですから。4年間の中で選挙の経費というのは交付税措置がなされるということでいいわけですね。

- ○和田財政課長 御指摘のとおりでございます。○萩原委員長 ほかはございませんか。
- ○満行副委員長 議案第6号ですが、県から市町村へ事務処理の移譲というのは非常に大事だと思うんですけれども、ただ、県から市町村に移ったときの住民の不服申し立てとかいうのは当該自治体に行くんでしょうか。そこのところ

はどういうふうな取り扱いになっているでしょうか。

- ○米原行政経営課長 県に属する権限をこの条例によりまして移しますので、市町村において処理されるということになります。ただ、自治事務と法定受託事務で変わっていまして、法定受託事務になると審査請求等が都道府県知事、再審査があれば国というような形になります。
- ○満行副委員長 ということは、受託事務は100%市町村で完結するというふうに考えていいわけですか。
- **〇米原行政経営課長** 自治事務の方が完結する ということになります。
- ○満行副委員長 自治事務は市町村が、一義的にはそうなんでしょうが、県の関与というのはあるんでしょうか。
- ○米原行政経営課長 権限をまさに移譲いたしますので、すべて市町村長の方でやっていただくんですが、自治法の規定で、こういうことのないようにしていきたいと思っていますが、仮に適切に処理をしないということがありましたら、県は市町村長に対して仮に違反があれば違反の是正、改善措置を求めることができるということになっております。
- **〇満行副委員長** 直接住民が県に対して申し立 てというのはできないということなんですね。
- ○米原行政経営課長 先ほど申し上げたとおり でございまして、自治事務に関しては市町村ま でということになります。
- 〇満行副委員長 了解です。
- ○緒嶋委員 県税償還金、1億6,000万ですか、 これはどういうふうに理解したらいいですか。
- ○萩原税務課長 1億6,000万円の補正でございますけれども、これにつきましては、法人県民税、法人事業税の還付に伴います償還金、利子

及び割引料でございまして、この原因としましては、県内の大手企業が今年度確定申告しました額が非常に少なくなって、その分を還付するということでございます。

○萩原委員長 ほかにございませんか。報告事項についてありませんか。

それでは、その他ありませんか。

- ○野辺委員 参考までにお聞かせ願いたいんで すが、知事の選挙費の6億5,200万ですが、これ は歳出ですから、実際は地域生活部の市町村課 でしょうけれども、予算要求に財政課に見える ときに、こういう場合、公費で負担する例えば 立候補予定者は何人ぐらい見ているんでしょう か。
- **〇和田財政課長** 今回の予算案につきましては、10人を一応見込んでいるところでございます。
- **〇緒嶋委員** 当せん金付証票の106億、結果として宮崎県に来る収入というのはどういうことになるわけですか。
- **〇和田財政課長** 106億6,000万円のおおむね4 割程度が県の財源として来まして、例えば道路 整備でありますとか緑化事業、そういった事業 に充当させていただいているというような状況 でございます。
- ○緒嶋委員 一応目標でしょうが、これをオーバーした場合、変更とか何とかそういう手続は要らんわけですか。
- **〇和田財政課長** 仮に来年度これをオーバーする場合には、改めて変更の議決をまたお願いすることになっております。
- ○萩原委員長 ほか、ございませんか。

ないようでしたら、以上で総務部を終了いた します。執行部の皆さん、お疲れさまでした。 暫時休憩いたします。 午前10時29分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、月曜に行いたいと存じます。開会は何時がよろしいでしょうか。1時ちょうどといたしたいのですが、よろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○萩原委員長 それでは、そのように決定いた します。

その他何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○萩原委員長 ないようでしたら、以上で本日の委員会を終了いたします。委員の皆さん、お疲れさまでございました。

午前10時30分散会

午後1時0分開会

出席委員(8人)

委 員 長 萩 原 耕 三 副 委員 長 満 行 潤 委 員 緒嶋 雅 晃 委 員 米 良 政 美 委 員 坂 元 裕 委 員 由利英 治 委 員 野 辺 修 光 員 委 新見昌安

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 斉藤安彦

 議事課主任主事
 古谷信人

○萩原委員長 委員会を開会いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいで しょうか、一括がよろしいでしょうか。

[「一括」と呼ぶ者あり]

- ○萩原委員長 一括でよろしゅうございますか。
 - [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○萩原委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第4号、第6号、第11号、第16号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○萩原委員長 御異議なしと認めます。よって、 議案第1号、第4号、第6号、第11号、第16号 について、原案のとおり可決すべきものと決定 いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「総合政策及び行財政対策に関する調査」に ついては、継続審査といたしたいと思いますが、 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○萩原委員長 御異議ありませんので、その旨、 議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。 委員長報告の項目として特に御要望はありませ んか。

- ○緒嶋委員 付託案件のことじゃないけれども、これだけ県庁内各部局いろいろとほかへも警察の捜査が入ったという非常事態である中において、総務政策委員会としての、今度は決議もされるけれども、このことについて付託外のことでの委員長の発言としてのものが何かなくていいのかなという気がするんです。県政が停滞してはいかんというようなことを含めて、遺憾なことが起きたということを踏まえて、委員会として何も言わんでいいのかなと、そういう気がしてならんのです。決議として出るということであるけれども、委員長報告もこれだけでいいのかどうかということ。
- ○萩原委員長 今お話ありました件、いかがで しょうか。総務政策常任委員会として議案につ いては全会一致ですけれども、要望事項として 何かそういうようなタイムリーな話を。
- ○坂元委員 財政課にガサ入れがあったのはわかるが、総合政策課にガサ入れがあった理由は何ですか。
- **〇萩原委員長** 暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時23分再開

〇萩原委員長 委員会を再開いたします。

先ほど申し上げましたように、委員長報告については先ほど出ましたお話等もひっくるめて 正副委員長に御一任いただいてよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○萩原委員長 では、そのようにいたします。 暫時休憩いたします。

午後1時24分休憩

午後1時24分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

1月23日に予定されております閉会中の常任 委員会につきましては、正副委員長に御一任い ただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○萩原委員長 それでは、そのようにいたします。

その他何かありませんか。

ないようでございますので、委員会を以上で 終了させていただきます。委員の皆さん、お疲 れさまでした。

午後1時24分閉会